

## 指定事項変更届の取り扱いの変更について

### 1 内容

運営規程の変更のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更の届け出の取り扱いについて、下記のとおり変更します。

#### 【従業者の員数の変更の届け出の時期について】

4月1日時点の従業者の員数が、前年4月1日の従業者の配置状況と比較して増減があり、以下の条件を全て満たす場合は、年1回4月1日の配置状況を4月末までに提出してください。

以下の条件を全て満たす場合、上記以外の時期に従業者の員数の変更届を提出する必要はありません。

1. 以下の職種の変更でないこと
  - ・管理者
  - ・介護支援専門員
  - ・サービス提供責任者（訪問介護のみ）
  - ・計画作成担当者（特定施設入居者生活介護のみ）
2. 厚生労働省の人員基準を満たしていること
3. 従業者の員数の変更により、介護報酬算定体制に変更（加算、減算）がないこと

※ 上記1～3のいずれかを満たさない場合は、従前どおり変更の都度、変更届の提出が必要です。

#### ○ 対象サービス

「介護老人保健施設」及び「介護医療院」を除く各サービス

#### ○ 適用日

平成24年4月1日

※ ただし、平成24年4月1日に、前回提出の内容から従業員数の変更があった場合は、従前どおり変更届を提出してください。

### 2 注意すべき事項

#### ○ 運営規程の記載について

運営規程については、従業者の員数の変更の都度記載を修正してください。（変更届の提出は年1回ですが、運営規程はその都度修正が必要です。）

#### ○ 従業員数の変更がない場合

前年4月1日から従業者の員数について変更がない場合は、変更届を提出する必要はありません。

### 3 その他

#### ○ 新規事業者の取り扱い

新規事業者の指定次年度については、上記規定の「前年4月1日の従業者の配置状況」を「新規指定時の従業者の配置状況」と読み替えるものとします。